

役員等の報酬及び費用弁償規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人阿波市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されたものとする。

(報酬等の支給)

第3条 代表理事（以下「会長」という。）に対してのみ報酬を支給し非常勤の役員及び評議員に対しては費用弁償のみ支給を行う。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

2 会長に対する報酬等の額、非常勤の役員及び評議員に対しての費用弁償額は理事会において決定する

- (1) 費用弁償額 別表第1に定める額

(報酬等の支給方法)

第4条 会長に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 費用弁償費 毎月25日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、前日）に前月分を支払う。
- 2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

(費用)

第5条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給す

る。

(公表)

第6条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

- 1 この規程は、平成29年6月26日より施行する。
- 2 社会福祉法人阿波市社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償規程（平成17年4月1日制定）は、本規程施行の日をもって廃止する。
- 3 この規程は、令和元年7月1日より施行する。

別表第1 (役員等の費用弁償額)

役職名	費用弁償額
代表理事 (会長)	理事会等会議への出席、法人・施設業務の為の出勤 日額 800円 費用 自宅から本所までのキロ数×37円 ※報酬は、令和元年6月10日理事会により当面の間支給しない。
監事	監事監査、理事会、評議員会への出席 日額 1,250円 費用 自宅から本所までのキロ数×37円

